

岩手県告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成22年1月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 路線名 一関北上線
- 2 供用開始の区間 西磐井郡平泉町長島字田頭31番5地先から9番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成22年1月5日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県南広域振興局一関総合支局土木部
 - (2) 期間 平成22年1月5日から同年2月5日まで